

会 議 録

会議名称	令和元年度 目黒区特別職報酬等審議会（第3回）
日 時	令和元年11月18日（月）午後3時～午後3時25分
会 場	目黒区総合庁舎4階 特別会議室
出席者	（委員）吉岡会長、追川会長職務代理者、青木委員、安藤委員、岡田委員、 奥山委員、原委員、土方委員 （区側）総務部長、総務課長、人事課長 事務局
傍聴者	無し
配布資料	目黒区特別職報酬等審議会（第3回）次第 第2回会議録 答申書（案）
会議次第	○審議会 1 開会 2 資料の内容説明 3 審議（質疑応答） 4 答申案確認 5 会長あいさつ 6 会長職務代理あいさつ 7 閉会
内容及び 主な発言	1 会長が開会を宣言した。 2 事務局から、配布資料について内容説明を行った。 3 質疑及び主な発言（「・」委員の発言、「→」区側の発言） ・ 会長 それでは、審議に入る。 委員の皆様には、前回、答申案の内容について、取りまとめのご判断をいただいた。 これに基づいて、事務局には答申案の作成を指示したところだが、改めて骨子を確認する。 第1に、議員報酬並びに区長、副区長及び教育長の給料の月額については、これまでの当審議会の答申における判断を踏まえ、本年の特別区人事委員会勧告を踏まえ、一般職員の給与改定率に沿って議員報酬月額を引き下げ、特別職

等の給料月額も引き下げる。

また、期末手当については、一般職員の期末・勤勉手当の増加率を横引きし、年間0.15月分引き上げ、議員にあつては3.55月に、区長等特別職にあつては3.60月に引き上げる。

第2に、施行時期については、従来からの慣例も踏まえ、条例改正直後の月初めの日から施行、実施することが適当である。

以上のようにまとめた。

これを踏まえて、事務局には、文言の整理等、答申文としての体裁を整えていただいたところである。これから、そのポイントの説明を受けた後、答申案の結論部分を読み上げてもらう。ご確認いただいた上、ご意見を伺いたい。

→ 答申書という表紙、表紙の裏に審議会委員氏名の一覧を記載した。

(答申案3ページ 3 結論の読み上げ)

- ・ 会長

何か質問等はあるか。

- ・ 委員

答申案3ページ 3 結論に「議員報酬並びに区長、副区長及び教育長の給料の額並びに期末手当の額について審議」とあるが、代表監査は特別職の範囲に入らないため、審議の対象としていないのか。

→ 代表監査は特別職の範囲に入っているが、目黒区特別職報酬等審議会条例において、審議会の設置目的を「区議会議員の議員報酬の額並びに区長、副区長及び教育長の給料の額について、区長の諮問に応じて審議するため」と規定しているため、審議の対象としていない。

また、代表監査の報酬を規定する目黒区監査委員の給与等に関する条例については、本審議会の答申を踏まえて、改定される見込みである。

- ・ 委員

施行時期は具体的にいつになるのか。

→ 現在の予定では、今月中に区長に答申し、12月初めに議決され、その直後の月初めの日となる来年1月1日から施行される見込みである。

- ・ 会長

条例改正案に施行日も記載されるのではないか。

→ おっしゃるとおりである。ただし、現段階では可決、成立日がわからないため、答申案では条例改正直後の月初めの日としているが、改正案作成時に議決日が想定できる場合は、施行日を1月1日と記載できるものと思われる。

- ・ 会長

他はありませんか。よろしいか。

(委員から 「なし」 の声)

4 答申案確認

- ・ 会長

ただ今、答申案を確認していただいた。この内容で答申案を確定させ、審議を終了したいがよろしいか。

(委員から 「異議なし」の声)

- ・ 会長

それでは、今後の予定を事務局から説明していただく。

→ 本来であれば、本日、答申文を事務局で製本し、この場で会長から区長にお渡しいただくところだが、前回も説明したように、一般職員の給与改定の交渉が、まだ、まとまっていない状況にある。

当審議会のまとめにおいて、一般職員の給与改定が、人事委員会勧告に沿って行われることを前提にご判断をいただいた経緯もあるので、交渉結果が出た後に、その内容を確認していただき、区長への答申をお願いしたいと考える。

そこで、今週木曜日には確定する見込みなので、例えば、会長と会長職務代理のお二人に一任され、一般職員の改定内容を確認の上、22日に区長へ答申書をお渡しいただくというような手続としていただけないかと考えている。

- ・ 会長

ただ今、説明があったが、そのような段取りでよいか。

(委員から 「異議なし」の声)

- ・ 会長

それでは、そのように進める。

なお、その際には、審議会での議論の様子なども含めて、審議会を代表して、委員の皆さんのお声を、しっかりとお伝えする。

本日配布された答申案の資料だが、来週、区長に答申書をお渡しするまでは、まだ未確定の情報ということなので、各委員の皆様には、資料の取扱いには特段のご配慮をいただきたい。よろしいか。

(委員から 「異議なし」の声)

それでは、そのような取扱いとする。

- ・ 会長

予定していた議事も全て終了したが、事務局からは何かあるか。

→ 当審議会委員の任期は、令和2年10月19日までである。この先、必要が生じた場合には、審議会を開催することになる。

なお、1年後まで特に動きがなければ、その際は、改めて審議会委員の改選をお願いし、ご意見をお伺いすることになる。

- ・ 会長

何かご質問があれば、どうぞ。

(委員から 「なし」 の声)

5 会長あいさつ

・ 会長

10月31日から本日まで、3回にわたり、非常に短期間であったが、委員の皆様には、ご多用中にも関わらず、慎重かつ熱心なご審議をいただき、答申をまとめることができました。

これも、委員の皆様のご理解と、ご尽力のたまものと感謝し、御礼のあいさつとする。

6 会長職務代理あいさつ

・ 会長職務代理者

都合、3回にわたる審議会であったが、皆様方のご協力によって、大変有意義な審議ができ、また、会長職務代理としての職責を果たすことができました。感謝申し上げます。

7 会長が閉会を宣言した。